

横浜市市税条例施行規則
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(市民税の均等割を課さない小額所得者の範囲)</p> <p>第16条の3 条例第24条第6号の規定により市民税の均等割を課さない者は、その年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の合計所得金額(その者に法第314条の2に規定する配偶者控除額又は扶養控除額がある場合は、それぞれその額を控除した後の金額とする。)が法第314条の2に規定する基礎控除額以下の者とする。</p> <p>(確定申告書に記載する市民税に関する付記事項)</p> <p>第18条の2 <u>所得税の確定申告書を提出する者は、条例第34条の2第2項に規定するところにより、その確定申告書に次に掲げる事項を付記しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>その年度の初日の属する年の1月1日現在の住所</u></p> <p>(2) <u>給与所得以外(条例第33条の2第4項に規定する場合にあっては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外)の所得に係る市民税の徴収の方法</u></p> <p>(3) <u>前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を市民税につき青色事業専従者とする場合においては、その者の氏名、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)及び青色専従者給与額</u></p> <p>(4) <u>前年中に所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する場合においては、同法第164条第2項各号に掲げる国内源泉所得の金額</u></p> <p>(5) <u>前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)</u></p> <p>(6) <u>租税特別措置法第8条の5第1項第1号に掲げる配当等(同法第9条の3第1号の配当等に該当するものを除く。)のうち前年分の所得税につき同法第8条の5第1項の規定の適用を受けるものを有する場合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額</u></p> <p>(7) <u>法第45条の2第1項第6号及び第317条の2第1項第6号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項</u></p> <p>(8) <u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。)の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月</u></p>	<p>(市民税の均等割を課さない小額所得者の範囲)</p> <p>第16条の3 条例第24条第6号の規定により市民税の均等割を課さない者は、その年度の初日の属する年の前年(第18条の3において「前年」という。)の合計所得金額(その者に法第314条の2に規定する配偶者控除額又は扶養控除額がある場合は、それぞれその額を控除した後の金額とする。)が法第314条の2に規定する基礎控除額以下の者とする。</p> <p>第18条の2 削除</p>

日) 並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

(9) 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨

附 則

（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法）

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第47項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第47項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第47項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第47項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第47項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第47項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震

附 則

（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法）

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第50項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第50項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第50項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第50項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第50項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第50項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震

改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令附則第12条第48項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令附則第12条第48項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合

イ 法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて同号ロの規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ウ 法施行令附則第12条第48項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分（同条第21項第2号イに規定する居住専有独立部分をいう。）の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該一の居住専有独立部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度

改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第51項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令附則第12条第51項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令附則第12条第51項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第51項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合

イ 法施行令附則第12条第51項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて同号ロの規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ウ 法施行令附則第12条第51項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分（同条第21項第2号イに規定する居住専有独立部分をいう。）の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該一の居住専有独立部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度

等に著しい差違がある場合には、その差違に
応じて同条第48項第2号ハの規定に基づく総
務省令で定めるところにより当該割合を補正
した割合) を乗じて得た割合

等に著しい差違がある場合には、その差違に
応じて同条第51項第2号ハの規定に基づく総
務省令で定めるところにより当該割合を補正
した割合) を乗じて得た割合